

亀山青空お茶まつり

亀山市

～すがすがしいひとときを大きな茶畑で～

亀山市の特産品「亀山茶」。約88ヘクタールの茶生産団地「中の山パイロット」で、生産者と消費者との交流を目的に「亀山青空お茶まつり」が開催されます。お茶にちなんだ楽しいイベントが盛りだくさんです。ぜひお越しください。

とき 9月18日(日)10時～14時
ところ 中の山パイロット特設会場(太森町)
内容 茶摘み体験、手もみ実演、電子レンジでお茶づくり、紙風船飛ばし、バンド演奏、フォトコンテスト表彰式、農産物販売など
アクセス 東名阪自動車道「亀山IC」から約10分(亀山IC→国道1号→県道302号)
問合せ 亀山青空お茶まつり実行委員会事務局(三重茶業協同組合内) ☎059-329-3121 亀山市環境産業部農政室 ☎0595-84-5082



伊賀ぶらり体験博覧会「いがぶら」

伊賀市

～「伊賀」にときめく すてき体験～

伊賀市では、今年で3回目となる「伊賀ぶらり体験博覧会 いがぶら2016」を、10月1日(土)から12月4日(日)まで開催します。

「ぶらり街歩き」「歴史と文化・伝統工芸をたずねる」「思いっきり自然を満喫」「伊賀の食と出会う」「美容と健康を伊賀で体験」「伊賀といえば忍者と芭蕉さん」の6つのカテゴリで、112の観光体験プログラムをお届けします。

ぜひ、いがぶら公式ガイドブックと公式ウェブサイト(会員登録が必要)をご覧ください。興味のあるプログラムにご参加ください。

申込受付開始日時

●電話 9月5日(月)10時～ ※申込先はガイドブックをご覧ください。
●ウェブサイト 9月6日(火)正午～

いがぶら公式ウェブサイト http://igabura.com/
問合せ 観光戦略課 ☎0595-22-9670 ☎0595-22-9695



いがぶら公式Webサイト QRコード



学習情報番組 とびだせ!わくわく学習室

番組ガイド

小学生を対象にした学習情報番組を、あいコムこうか11チャンネルで放送しています。各学年・教科のポイントを、わかりやすく10分ずつまとめています。ぜひご覧ください。

【時間】17時30分～18時(30分間) (再放送 19時30分～20時)

問い合わせ 学校教育課 ☎86-8020/☎86-8380

行政情報番組 きらめきこうか

番組ガイド

市政情報や地域の催しなどを放映しています。ぜひご覧ください。(※あいコムこうかテレビ11チャンネルの有料契約が必要となります)

【平日/1日8回放送】10時・13時・15時30分・17時・18時30分・20時30分・22時・23時30分

【休日/1日7回放送】10時・13時・15時30分・17時・20時・22時・23時30分

問い合わせ 広報課 ☎65-0675/☎63-4619

放映日 9月3日～9月10日 9月10日～9月17日
コーナー名 ふるさと甲賀歴史探訪 とびだせ!ワクワク放送室 エンディング
放送日 9月3日～9月10日 9月10日～9月17日
内容 信楽谷と多羅尾氏 大野保育園 つきぐみ

※番組は、毎週土・水曜日18時30分に更新しています。都合により番組内容を変更する場合があります。

給付金の申請受付開始

平成26年4月からの消費税率8%への引き上げに伴い、所得の低い方々の負担を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として支給される「臨時福祉給付金」と、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者の方を支援するための「障害・遺族年金受給者向け給付金」の申請受付を開始します。

○臨時福祉給付金

【支給対象者】

基準日(平成28年1月1日)に甲賀市の住民基本台帳に登録され、平成28年度の市民税(均等割)が課税されていない方。

※ただし、ご自身を扶養している方が課税されている場合や、生活保護制度の被保護者となっている場合は給付対象となりません。

【支給額】支給対象者1人につき3,000円(1回限りの支給)

○障害・遺族年金受給者向け給付金

【支給対象者】

平成28年度臨時福祉給付金の対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金または遺族基礎年金等を受給している方。

※ただし、今年度「高齢者向け給付金」(30,000円)を受給した方を除きます。

屋外広告物

クリーンキャンペーン

9月1日～10日の期間、「屋外広告物適正化旬間」が全国一斉に展開されることに伴い、滋賀県内でクリーンキャンペーンが実施されます。市内においても違反広告物の簡易除却を行います。

良好な景観を維持し、公衆への危害を防止するために、屋外広告物を掲示する際のルールを条例に定めています。屋外広告物を掲示するには条例に基づき原則許可を受けなければなりません。

*屋外広告物とは...常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、看板、貼紙、広告旗、広告板、広告幕等の類をいいます。(イラスト、シンボルマークなどだけでも該当します) 美しい街並みを守るため、ご理解、ご協力をお願いします。



問い合わせ 都市計画課 都市計画係 ☎65-0719/☎63-4601

下水道に雨水は流さない ～9月10日は「下水道の日」～

公共下水道への接続は3年以内

くみ取り便所は、供用開始後3年以内に水洗便所に改造し、公共下水道に接続しなければなりません。また、浄化槽は、遅滞なく公共下水道へ接続しなければなりません。公共下水道の供用開始区域内で公共下水道に未接続の方は、市指定工事店に依頼し、速やかに接続をお願いします。

雨水は下水道に流さないで

市の下水道は、雨水は側溝等から河川に放流し、汚水は公共汚水桝から下水道管に流し、処理場で浄化する分流方式を採用しています。雨どい、屋外にある流し台や洗濯機などから雨水が公共汚水桝に流入していないかを点検し、誤った接続を発見した場合は、雨水が流入しないように改善をお願いします。

問い合わせ 下水道課 計画普及係 ☎86-8012/☎86-8390